

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	阪神高速デジタルサイネージ管理運営業務（平成29年度）
2 業 者 名	阪神高速技研（株）
3 随意契約理由	
<p>本業務は、当社が有人パーキングエリアのうち5箇所（泉大津（海側・陸側）、京橋（東行1階）、中島、朝潮橋）に設置しているデジタルサイネージ（Digital Signage＝電子看板）の管理運営（24時間365日稼働）を行うものであり、その円滑かつ効率的な実施のためには、デジタルサイネージに掲出する番組編成のために当社業務について十分な知識を保有していること、また、通常時および異常発生時にパーキングエリア現地とスムーズに連携し遠隔作業に即応できることが必要である。</p> <p>阪神高速サービス（株）は、当社の経営戦略、方針に基づき、グループ会社として当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の業務について熟知しているばかりでなく、優良な商品や快適なサービス等の提供を行うことによりパーキングエリアを利用するお客さまの満足を最大化させることを目的として、「休憩所事業に関する協定」を当社と締結し、休憩所の維持管理業務及び営業管理業務を実施しており、本業務においてもそれらの業務と一体的に実施することにより、業務の効率化とサービスの高度化が期待される。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>	